



西教総第 1183 号
令和 7 年 8 月 27 日

西原町立学校通学
区域等審議会会長 殿

西原町教育委員会
教育長 新島 悟



諮問書

西原町立学校通学区域等審議会規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

西原町立学校の通学区域の見直しについて

2 諮問理由

- ① 西原町立坂田小学校の過密状態及び西原町立西原南小学校の過疎状態を解消するため
- ② 現在は指定学校変更による手続きで対応している地域など、これまで課題となっている通学区域を見直すため

以上